

働き方・休み方改善コンサルタント 活用のご案内

平成 18 年に改正された「労働時間等設定改善法」に基づき、事業主や労務担当の皆さんからの労働時間を中心とした各種相談に応じて、アドバイスや指導を行う『働き方・休み方改善コンサルタント』が神奈川労働局に配置されています。

特に、近年は長時間労働の現状にある職場において、「働き方」の改善に加え、休日や休暇をより労働者の生活ニーズに適合したものに改善していくという「休み方」に重点を置いて、「働き方」と「休み方」の総合的な改善に積極的・効果的に取り組まれる事業主等の活動を『働き方・休み方改善コンサルタント』が支援いたします。

直接、御社にお伺いしてご相談に対応するほか、ワークショップの講師等を行っております。

事業主等が抱える次のような事項にコンサルタントが訪問して対応します！

残業

- ・ 時間外労働や休日労働の労使協定を結ぶ際に注意することは？
- ・ 過重労働を防止するため具体的に取組むべきことを知りたい。
- ・ 変形労働時間制やフレックスタイム制の導入はどうすれば良い？

休暇

- ・ 時間単位で取得できる年次有給休暇制度を設けたい。
- ・ 年次有給休暇の計画的付与制度とはどんな制度ですか？
- ・ 当社の従業員にあった休暇制度のあり方を検討したい。

WLB

- ・ 働く意欲を高めるためにはどのような取り組みをすべきですか
- ・ 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)を実現するには？
- ・ 労働時間設定改善に取り組む場合の助成金制度を説明して欲しい。

「働き方・休み方改善コンサルタント」の個別訪問によるアドバイスや資料提供を希望される場合は、裏面の「個別訪問申込書」を郵送・FAX等で送付してください。

また、ご不明な点がございましたら、下記あてにお問い合わせください。

【お申込み先】

神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課

〒231-8434

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階

TEL 045(211)7380

FAX 045(211)7381

ご利用は無料です



個別訪問申込書

平成 年 月 日

神奈川県労働局 指導課 へ

FAX 045-211-7381

働き方・休み方改善コンサルタントの個別訪問によるアドバイスを申し込みます。

事業場名称			
所在地			
電話番号	()	FAX	()
担当者 職氏名	職名	氏名	
事業内容		労働者数	人
相談事項			

【個別訪問の希望日時】（日程調整の都合上、希望日時は申込日から1週間以上開けてください。）

第1希望 平成 年 月 日 () 時頃

第2希望 平成 年 月 日 () 時頃

第3希望 平成 年 月 日 () 時頃

「個別訪問申込書」は神奈川県労働局雇用環境・均等部指導課へFAX又は郵送してください。

FAX 045-211-7381

郵送 〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57

横浜第2合同庁舎13階